

建築基準等の取り扱いについて

一般財団法人宮城県建築住宅センター

当センターでは、建築基準等の取り扱いについて整理し、令和6年2月から以下のとおり取り扱いますのでお知らせします。

■ 開放自動車車庫の開放部について

(関連条文：法第2条第九号のニロ 第九号の三 法第61条 昭和48年住指発第110号)

- ・1階のピロティ部分を利用した自動車車庫の開放部は外壁の開口部に相当するので、延焼ライン内である場合は、車路部分を除き、原則として防火設備等の設置が必要。
- ・ただし、棟単位による自動車車庫の用途に供する部分の床面積が30㎡以内の小規模な場合、その開放部が延焼ライン内であっても外壁の開口部とみなさず、防火設備等の設置は不要とする。なお、その他の用途に供する部分と区画する壁を外壁とみなし、外壁及び外壁の開口部の規定を適用する。さらに、自動車車庫の用途に供する部分の天井を軒裏と同等の防火性能を有する構造とする。

■ 共同住宅の代替出入口の設置について

(関連条文：法第35条 令第126条の6)

- ・共同住宅の代替出入口は、原則として道等に面する外壁面に設置する。ただし、共同住宅が「建築物の防火避難規定の解説 2016 (第2版) 共同住宅に設ける代替出入口の特例」に該当する場合は、道等に面する外壁面への設置は不要。

■ 屋外避難階段から2mの範囲内に設けることができるその階段に通ずる出入口について

(関連条文：令第123条第2項)

- ・2mの範囲内に設けることができるその階段に通ずる出入口の数についての制限はない。

■ 100㎡区画による緩和適用の場合のスパンドレルについて

(関連条文：令第122条第1項、令第126条の2第1項第一号、令第128条の5第1項かっこ書き、令第129条の13の2)

- ・100㎡区画による緩和（避難階段設置、排煙設備、内装制限及び非常用の昇降機の設置）適用の場合に、スパンドレル（防火区画に接する外壁で、開口部からの炎の回り込み等を防ぐ部位）を設ける必要はない。

■ 避難上有効なバルコニー間に設ける隔て板について

(関連条文：令第 121 条第 1 項第三号)

- ・避難経路に設ける隔て板の枚数については審査の対象としない。

■ 住宅に於ける納戸としての取り扱いについて

- ・住宅の納戸については室として取り扱われるため、使われ方等については審査の対象としない。

その他のお知らせ

- ・許可証等の写しの添付があるものは、原本提示を求めない。ただし、確認検査手数料減額申込書に添付する罹災証明書については、原本提示を求める。

令和 6 年 2 月

(担当課：建築確認課 TEL022-262-0401・FAX022-213-2789)